

用語説明

R C	鉄筋コンクリート造
S	鉄骨造
W	木造
耐震基準	昭和56年6月の建築基準法改正後のものを <u>新耐震基準</u> といいそれ以前を <u>旧耐震基準</u> という。
第2次診断	建築物が地震に対して、どの程度耐えることができるかを調べる。基本的には建物の形状のほか、壁、経過年数や老朽化の状態を加味して、総合的に耐震強度を判定する。（ I_s 値や q 値の値を求める。）
I_s 値	地震に対する建物の強度に、建物の変形能力や粘り強さを加味して算出された値です。
q 値	保有水平耐力に係る指標で、保有水平耐力とは、建物が地震による水平方向の力に対して対応する強さをいい、各階の柱、耐力壁及び筋かいが負担する水平せん断力の和として求められる値をいいます。（*1.0以上であれば倒壊や崩壊の危険性が低く、1.0未満では危険性があるとされています。）
耐力度調査	老朽化した建物に対して、建物の構造耐力、経過年数、立地条件などを総合的に調査し、改築事業の補助要件として主に建物の老朽状況を総合的に評価するもの。